

機構におけるライツ・オファリングの対応について

1. 証券取引所の上場規則の改正に伴う制度改正 (平成 22 年 12 月 20 日から実施 (別紙 1 参照))

(1) 端数金銭が交付される場合の事務スキームの改善

新株予約権行使により 1 株に満たない端数金銭が交付される場合における端数金銭の受領方法をこれまでのゆうちょ銀行現金払いによる方法に加えて、銀行預金口座への振込みによる方法、登録配当金受領口座への振込みによる方法についても可能とするよう改正した。

(2) 新株予約権行使の単位を制限する旨を定めた新株予約権の取扱い

新株予約権の内容として、1 株に満たない端数が生じることがないように新株予約権行使の単位を制限する旨を定めた新株予約権についても機構の取扱対象とするよう改正した。

2. ライツ・オファリングの手続期間の短縮化に係る対応

(1) 権利割当日の設定に係る取扱い (平成 22 年 6 月 21 日から実施 (別紙 2 参照))

これまで、ライツ・オファリングを実施する場合には、基準日を定め、新株予約権を割り当てる株主を確定することとしていたが、会社法上は、必ずしも基準日を定めることは求められていないことから、発行者が株主確定日を定め、総株主通知を機構に請求することにより確定する方法も可能となるよう改正した。

(2) 総株主通知に係る手続期間の短縮化 (平成 22 年 6 月 21 日から実施 (別紙 2 参照))

① 総株主通知の請求時期の改正

発行者がライツ・オファリングにより新株予約権を割り当てる株主を確定するため、総株主通知の請求をする場合に限り、機構に対する総株主通知の請求時期を株主確定日の前営業日から起算して「9 営業日前の日まで」から「8 営業日前の日まで」に短縮した（その他の要因の場合は、これまでどおり 9 営業日前の日までに機構に請求する必要がある。）。

② 総株主通知日程案内の通知時期の改正

株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日に機構加入者に対して通知している総株主通知日程案内の通知時期を総株主通知の請求が①により株主確定日の前営業日から起算して8営業日前の日にされた場合に限り、株主確定日の前営業日から起算して「6営業日前の日」に通知するよう改正した。

(3) 総株主通知に係る手続期間の更なる短縮化 (平成23年3月22日から実施(別紙3参照))

総株主通知に係る手続期間を上記2.(2)の改正から更に1営業日短縮化するよう改正した。

3. コミットメント型ライツ・オフリングの円滑化に係る対応 (平成24年4月1日から実施(別紙4参照))

コミットメント型ライツ・オフリングの円滑化を図る観点から、上場廃止後に行われる発行者から証券会社への新株予約権の売却及び当該証券会社による新株予約権行使の処理に関しても振替制度で取り扱うことができるよう改正した。

以 上